

第三回館山市議定会定例会會議錄
(第二号)

昭和四十四年九月招集

第三回館山市議会定例会会議録（第二号）目次

日	時	四
場	所	四
出席議員		四
欠席議員		五
出席説明員		五
出席事務局職員		七
議事日程		七
開議		八
議案の上程（報告第三号）		九
議案の上程（議案第五十二号）		九
質疑応答		九
採決		一二
議案の上程（議案第五十三号）		一二

質疑応答	一三
採決	一六
議案の上程(議案第五十四号)	一七
採決	一七
議案の上程(議案第五十五号)	一八
採決	一八
議案の上程(議案第五十六号)	一八
採決	一九
議案の上程(議案第五十七号)	一九
採決	二〇
議案の上程(議案第五十八号・議案第五十九号)	二〇
採決	二〇
議案の上程(議案第六十号)	二一
質疑応答	二一
採決	三五
議案の上程(議案第六十一号乃至議案第六十三号)	三五
採決	三六
館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙	三六

館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙	三七
三芳水道企業団議会議員補欠選挙	三八
日程の追加	三九
議案の配付	四〇
議案の上程(議案第六十四号)	四〇
議案の内容説明	四〇
採決	四一
議案の上程(議案第六十五号)	四一
議案の内容説明	四二
採決	四二
閉会	四二
本日の会議に付した事件	四三

第三回館山市議定会定例会會議録（第二号）

昭和四十四年九月招集

一、昭和四十四年九月二十九日（月曜日）午前十時

一、館山市議定会本會議場

一、出席議員 二十六名

二番 石井輝久	三番 嶋田石蔵
四番 伊賀多朗	五番 藤田益治
六番 磯辺博	七番 白熊盛太郎
八番 黒川正	九番 三幣勇
一〇番 西村真次	一一番 菊井敏博
一二番 小柴孝	一四番 遠山ヨネ子
一五番 石井正	一六番 五十嵐昇
一七番 江田徳太郎	一八番 安西益男
二〇番 中村省吾	二二番 小沢恵太郎
二三番 飯田義男	二四番 田中祿郎
二五番 田村源治郎	二六番 秋山六三郎

二七番 安沢 徳順

二八番 望月 照正

二九番 鈴木 市蔵

三〇番 山口 康

一、欠席議員 二名

一番 吉田 勇治郎

一九番 島野 茂樹郎

一、出席説明員

市長 本間 讓

助役 島山 伝

収入役 高木 哲三

秘書課長 太田 博雄

人事課長 小沢 正治

企画課長 伊藤 幸太郎

庶務課長 小倉 澄男

財政課長 長谷川 広治

市民課長 山口 実

調査課長 石渡 東

收納課長 横溝 功

農産課長 石井 謀

水産課長 谷貝 茂生

商工観光課長 山田 俊康

監査委員局長	選挙管理委員長	社会教育委員長	教育委員會長	保健体育委員長	学校教育委員長	教育委員會長	庶務課長	教育委員會長	消防本部次長	消防長	診療所事務長	保健衛生課長補佐	市民センター館長	福祉事務所長	衛生施設課長	建築課長	土木課長
石原	鈴木	小宮	川上	速藤	干場	高木	岩田	星野	吉岡	森	羽山	齊藤	大嶋	池田	飯田		
		義夫	賢爾	一郎	伊右	正門		清之助	政雄	信次	房雄	武男	重義	春雄	治男		
斎	力																

農業委員長
事務局 長 島山市治郎

一、出席事務局職員

事務局 長	高梨清一
事務局 長補佐	高尾 豊
書 記	兵藤 恭一
書 記	錦 織 睦 子
書 記	渡 辺 弘
書 記	庄 司 徹
書 記	木 高 松 雄

一、議事日程(第二号)

昭和四十四年九月二十九日午前十時開議

- 日程 第一 報告第三号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について
- 日程 第二 議案第五十二号 館山市身体障害者家庭奉仕員派遣事業に関する条例の制定について
- 日程 第三 議案第五十三号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 第四 議案第五十四号 館山市厚生年金保険被保険者休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 第五 議案第五十五号 館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 第六 議案第五十六号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 第七 議案第五十七号 館山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例を廃止する条

例の制定について

日程第八 議案第五十八号 市道路線の認定について

議案第五十九号 市道路線の認定及び廃止について

日程第九 議案第六十号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第三号)

議案第六十一号 昭和四十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第十 議案第六十二号 昭和四十四年度館山市休養施設特別会計補正予算(第一号)

議案第六十三号 昭和四十四年度館山市館山ユースホテル特別会計補正予算(第一号)

日程第十一 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙

日程第十二 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙

日程第十三 三芳水道企業団議会議員補欠選挙

開 議

午前十時十二分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十名、これより第三回市議会定例会第二日の会議を開会いたします。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

この際議事について申し上げます。本日の日程中、報告第三号及び議案第五十二号から第六十三号までの議案は、先

日の会議において内容説明は終つております。従つて、本日は直ちに質疑より行ないます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、報告第三号を議題といたします。

報告第三号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について

○ 議長 (西村真次君) 何か御発言がございますか。——御発言なしと認めます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、議案第五十二号を議題といたします。

議案第五十二号 館山市身体障害者家庭奉仕員派遣事業に関する条例の制定について

質疑応答

○ 二五番 (田村源治郎君) この身体障害者、内容が充実してないと思われる点をちよつとお伺いしたいと思ひます。

この中において、予算につくつてある奉仕員が、俸給とそれに伴う何名確実にあるかという点において、一点お伺いしたい。また、第二級の等級におきまして、この二級以上、いかなる程度の二級という根拠を教えてもらいたい。

それから、第六条のおおむね二十五才以上の女子である。心身ともに健全であること。身体障害者に理解と熱意を有する。この中で、奉仕員をいかにして、どういうふうにして健全の者を見分けるかという点を、三点をお聞きしたい。

○ 福祉事務所長 (齊藤武男君) 二五番議員さんにお答え申し上げます。

奉仕員の俸給関係でございますが、これは現在行なっております家庭老人奉仕員と全く同じでございますまして、一日千五百円、これは交通費も含めまして支給したいというわけでございます。六カ月間見習い期間を持ちまして、臨時で雇い上げまして、六カ月間を経ますと、本採用というような予定しておりますが、予算に賃金がございませんので、この四月に老人家庭奉仕員としまして採用いたしました四名が、十月に本採用の予定でございますので、今回一名増員いたしましたも、この範囲で操作ができるということで計上いたしませんでした。

二番目に身体障害者の二級程度の内容でございますが、申し上げますと、両眼の視力が○。○四以下の者ということでございますまして、さらに申し上げますと、両耳の聴力がそれぞれ九〇デシベル以下の者ということになつておるわけでございます。大体お話ししても耳が全然聞こえないというふうな状況でございます。

それから、第三番目の家庭奉仕員の身分でございますが、これは家庭老人奉仕員制度と同じように未亡人会あるいは母子推進委員さんの御推薦をいただいております。それで、ここにございますように、二十五才以上大体五十才ぐらいまでの健康な女子ということをお願いしてあるわけでございますが、この関係につきましては、蛇足でございますけれども、館山市の場合は非常に恵まれておることが言えるのではないかと思うわけでございますが、他市でもこういう制度を実施しておるわけでございますが、このなり手がいないというような状況でございます。

以上で入知ります。

○ 二五番 (田村源治郎君) 今、お聞きしますと、老人のほうに取つてある人員をそこに回すんだということを、四人の人員をそれに回す。老人と身体のは別のものであつて、一緒の人員でやるのか。人員は別々ではないんか。老人は老人的のもの、身体は身体障害者のものと区分すべきものを一緒にしてもいいのかわるいのか。それなら最初から老人と身体障害者を一緒につけてやつたらどうか。内容に充実性がない。同じような福祉のものであるけれども、それらの点において課長はどう考えておるか。もちろん、説明を聞くと、老人も身体障害も同じような福祉のものである。それを一緒にしたら、もつと館山市の福祉、身体と老人と合致したもつと広範囲の活動力ができるんではないか。その点において、この条例に対してそれをくつつけてもいいのではないかと思ひますが、その点課長、市長どちらでもいいですから、その活動の広範囲にできる範囲を、意見を願ひしたいと思います。

○ 福祉事務所長 (齊藤武男君) 二五番議員さんにただいまの点につきまして、お答え申し上げます。老人福祉法によりまして、いわゆる老人家庭奉仕員制度を設けたわけでございます。それから身体障害者福祉法によりまして、この要綱に基づきまして、今回条例提案を願ひしたわけでございます。この身体障害者の家庭訪問制度といたすのは、大体国の基準が人口十万でございます。十万以上の都市に置いたらどうかというように、一応なつておるわけでございまして、当初予定しなかつたわけでございますが、これが十万人以上であるけれども、館山市の場合は認める。ちよつと表現がおかしいわけでございますが、それで補助の対象にしたいということ、今回お願ひしたわけでございます。

それから、内容でございしますが、いずれも国の補助が一万九千二百円で三分の二の補助があるということで、内容も同じでございしますが、ただ目的、定義など違うということで別な条例で願ひしたわけでございます。

○ 二五番 (田村源治郎君) ですから、館山市は身体障害と老人的なものと違うのだ。条例は条例で人員のやり方、操作というのは市長権限である。これは市長権限にうたわれておる。条例の中に細かいことの規定は、それだから人間は同じであつても、条例は別にしてもつと活発的なことを考えたらどうか。その点もう一べんどう考えているかという

ことをお聞きしたいと思います。

○ 福祉事務所長 (斉藤武男君) たいへんありがたい御質問をいただいて、ありがたいと思うわけでございます。ただいま田村議員がおつしやるように、身体障害者の家庭奉仕員制度を積極的に、活発的にやつていきたいということで、ここに特別に内容は同じでございますけれども、また法におきましても、別々でございますというところで、これをお願いしたわけでございます。以上でございます。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第五十三号を議題といたします。

議案第五十三号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

質 疑 応 答

○ 二五番 (田村源治郎君) 市民センターの条例の一部改正について、市民センターの関連性であるけれども、市民センターは初めの話はいかにしてつくつたか。体育と音楽を置き置いてつくつてあるものである。これを、館山市民センターをだんだん音楽的に、体育性のものは一つもなくなつてくる。将来これは市として音楽的なものにして、体育館をつくる気であるという条例をつくつて、スポーツライトとか、ああいうものをどんどん入れていくのか。初めの市民センターをつくつた基本的なものは二つあつた。体育と音楽を兼用してつくるといふものが、全部体育のものがなくなつている。体育は姿を消しておるといふ傾向が見えるけれども、その点を確実に音楽堂みたいなセンターにしてしまふか、その点においてお聞きしたいと思います。

○ 市民センター館長 (羽山房雄君) ただいまの御質問にお答えいたします。

おつしやるとおり、条例の目的に文化と体育の向上と福祉の増進ということで、センターの設置がなされたわけでございしますが、もちろん建設当時は、おつしやるとおりに、体育もあのホールで十分できるような設計がなされて、あのホールにホールができておるわけでございますが、実は開設以来、あのホールの移動席と申しますか、これが会議場とか、あるいはただいまおつしやられたような音楽的な催しとか、主として大きな会議場がここがないために、会議場として使われる面が非常に多うございまして、体育の関係は高校の体育館もりつばなのがどちらもできております。そのほうでだいたい最近利用されておるようでございますが、いずれにいたしましても、全然体育の関係で使わないといふわけでもございません。市長が提唱しております市民体操の普及等につきましても、再三あの会場で老人体操あるい

は親子体操を、対象を広く求めまして、ここで現在も継続してやつております。なお、これは昭和四十八年の国体が千葉県で開催される際は、あのホールが剣道大会の場として一応指定されております。そういう関係で現在もそうはででございませぬが、体育にも利用しておる。こういうことをお答えします。

○ 二五番 (田村源治郎君) 現在では、この市民センターの体育の諸設備、体操とか、何とかできるように完全に体育に必要な諸道具は設けてあるか、おそらく課長の答弁では設けてないだろうと思えます。しかし私の考えとしては、建てたときには二つの基本を持つた。現在はその基本は二つでなく一つのものになつていかなくはならない。おそらく現在の情勢ではそうではなからうかと思う。だから、こういうものをつくるかわり体育館は別につくるんだ。だから、体育の諸設備はあと回しにする。議員が見ても館山市はそういう傾向に入つてゐるのではないか。そのために、会議、そういうものに重点を置いて、将来はつくる気であるかないか、なぜ考えないのか、もちろん体育はりつばな体育をつくらなければならない。あれはあれでりつばなものにつくりあげていく必要があるのではないか。この条例に対して賛成する者であるけれども、将来の館長の見方、体育館をつくる意思があるのかないのか、それならば現在の余分な経費をかける必要はないだろうと思う。その点もう一回広域の見地に立つてゐるかないか、御意見をお伺いいたします。

○ 市民センター館長 (羽山房雄君) お答えいたしますが、将来のことにつきましては、私どもお答えする立場でもございませぬが、とにかくここで今わかつておりますのは、この当初予算で御議決をいただきましたました弓道場の建設、これを市民センターの敷地の中に今年度中にたゞいま設計中でございますが、弓道場をつくつて、同じセンターの活動の中で、それを運営して参ろう。こういうことでございますが、体育館を将来つくるかどうかということにつきましては、私どもまだ全然お答えする材料を持っておりませぬし、またお答えする立場でもございませぬので、御了承いただきたいと思ひます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 将来に体育館というものはどうしてもつくらなければならない。だれが見てもそういう方向に入ってくる。考えているけれども、予算がつかなければならぬ。将来はつくらなければならないという心構えがあるかないかという点において、この市民センターの条例のこういうものを必要としていくんだという見解のものと。今、ここにおいてそういうことは検討してないんだ。考えてもなんにもないんだ。確かに体育のほうは全然まるきりではないか。基本的は二つのものがたてまえだ。将来はつくらざるを得ない。必ずつくるような結果が生ずる。だれが見ても館山市では体育館をつくるべきだろう。広域行政また現在の館山市としてそのような考えを持つて、音楽的のものを充実させていくのかという点、そういう考えを持つていいのかということの信念を聞きます。二五番これにおいて打ち切ります。

○ 一五番 (石井正君) ただいま市民センターの基本的な問題が出ましたので、私は実質的なこの問題について考えていきたいと思うんですが、この条例の改正については了とするものですが、市民センターも一年間経過しまして、一年間の経営状況と申しますか、そういう点をつまびらかにお聞きしたいんですが、本日は簡単でけっこうですが、一年間の経過、なお特に持ち出しをどのぐらい一年間にしておるのかということ、合わせて使用料の改正問題につきまして、前回もお聞きいたしておりますが、一年経過しないので、その後にといってお話して、ごもつとも考えておつたんですが、その料金改正についてはどんなお考えであるか。二点についてお伺いしたいと思います。

○ 市民センター館長 (羽山房雄君) ただいまの御質問にお答えいたします。

四十三年度中の使用でございますが、これは広報等でも発表いたしました、会議に使われている回数がどうかございます。これは会議室が七つあるということや、ホールも会議室あるいは講演会等、こういうものに多く使われるというのが傾向でございます。この使用料の関係でございますが、使用料は年間通しまして、四十三年度におきましては、二百五十五万七千三百四十六円収入されております。したがしまして、四十三年度の支出の関係まだ全体のあれが出てお

りませんけれども、まあ人件費を除いたものは十分この二百五十五万でもまかなえるという状態でございます。現在新年度に入つて五ヶ月経過しておりますが、平均いたしまして、大体一カ月二十五万円程度の使用料が入つております。

次に使用料の改定の件でございますが、実は最近、県内にもセントラ建設の動きが相当ありまして、現に木更津市、市原市、市原市はまだ建設にはかかつておりませんが、もう決定されておりますので、近いところにそういうものがございますと、また新しい施設でそういうものと比較して合わせて上げていかなければいけないのではないかとも思います。しかし、現在この規定されております使用料につきましては、千葉の文化会館のようなどころから見れば確かに安うございます。その他の他県の同じようなところを参考にして、これが規定されたように何つておりますが、県内のほかの茂原、勝浦等は比較的収容力も少ないし、建物そのものもこちらより古うございますので、比較の対象としては適當でないかと思ひます。いずれこの料金の改定につきましても、広く他県のものでも施設の規模等参考にいたしまして、十分取り入れて参りたいと思ひます。早く言へは今のが適當な額ではないかというように私も思つております。

○ 一五番 (石井正君) よくわかりました。ただいま聞きますと、人件費以外はほとんど使用料でまかなえるということで、たいへんけつこうだと思ひます。私は上げろということではなくて、基本的には無料で市民にサービスするのが適當かと思ひますので、経費がかかるので、あまり赤字を生んだんでは検討しなければならぬのではないかという考えを持つておりましたが、現在のところ使用料も多くてうまくいつておるといふので、けつこうだと思ひます。以上。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑がございませんか。—— 御質疑なしと認めます。

討論省略。採決

議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第五十四号を議題といたします。

議案第五十四号 館山市厚生年金保険被保険者休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○議長（西村真次君） 日程第五、議案第五十五号を議題といたします。

議案第五十五号 館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西村真次君） 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略。採決

○議長（西村真次君） おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○議長（西村真次君） 日程第六、議案第五十六号を議題といたします。

議案第五十六号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第七、議案第五十七号を議題といたします。

議案第五十七号 館山市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例を廃止する条例の制定について

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第八、議案第五十八号、議案第五十九号を一括議題といたします。

議案第五十八号 市道路線の認定について

議案第五十九号 市道路線の認定及び廃止について

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第九、議案第六十号を議題といたします。

議案第六十号 昭和四十四年度館山市一般会計補正予算(第三号)

質 疑 応 答

○ 一五番 (石井正君) 一つお伺いしたいんですが、先般通告質問で出まして、お答えがありました住宅の六十万、住宅の修繕費ですか、私実際に視察はしておりませんが、何か建設委員長が視察をしたというお話で、私も建設委員であるのでお伺いしたいんですが、聞くところによりますと、調査したところが六軒とか雨漏りがあつて、六十万ということで非常にけつこうなことです、六十万で六軒が完全に修理ができるかどうかということが一点と、もう一つは、まだ何百軒あるんですが、まだほかに雨漏りがあるかどうかを御調査なさつたかどうか、もしそれらの人が今回要求をされた以外に要求をした場合には、その要求に応ずる金額を出して修理なされるかどうか、この点も聞きたいと思います。

○ 建築課長 (池田春雄君) 六十万の修理代の問題ですが、これは今、六軒とおつしやられました、六軒のあれでは考えておりません。六十万ではほかの木造の建物も、この前申し上げました屋根のふきかえというようなもの、それか

ら現在のプレハブの水の回わつている個所が六軒、約十軒くらいと見ておりますが、修理する場合には考えていきたい。その他この前も申し上げましたとおり、木造のほうは十年以上になつているものもありますし、各所のおの修理をやつていのがありますから、大体においてそういうようなところをこの六十万でまかない、もしそれ以上あります場合は、来年度の予算にお願いし、十分に修繕し、そうして入居者の苦言が出ないようにやつて参りたいという考えであります。

○ 一五番 (石井正君) よくわかりましたけれども、来年度の予算でというお話ですが、先般の市長のお話のように、雨が漏つてはこれは困りますので、六十万で全部できればよろしゆうございますが、できない場合に、直ちに同じ考え方で修繕しないとまずいと思いますが、その点どうですか。

○ 建築課長 (池田春雄君) 今、六十万の問題で全部というふうに考えておりますが、普通のかわらぶきの場合ですと、台風の場合、地震の場合等かわらもずれます。そうすると途中で雨漏りの問題が出てくるとことは考えなければ、またそういう場合もあると思います。ですから、これは来年度の話になりますけれども、来年度どうしても一般に修繕費というものは取らなければならぬ。

○ 一五番 (石井正君) 何か聞いていふこととお答えがあまり合わないんですが、もし六十万で修理できなかった場合には、簡単に言いますと、ほかの雨漏りの個所を金を出してやるかどうかということですよ。それだけやつて、ほかからおれのほうも漏るけれども、隣はなおしてもらつたけれどもと言われたときに、六十万以上かかつてない場合に、あなたは来年度までがまんして待つておれというんですか。六十万という金額があまり少ないと思うので。

○ 建築課長 (池田春雄君) この間通告質問がありました水の回る問題は、これはその分はこの金の中でもつてなおします。私の考えているのは、今のプレハブのほうの問題以外の雨漏りの問題を言つていふわけです。

○ 一五番 (石井正君) 私もそうですよ。一般の木造のほうの雨漏りのことを言っているんです。プレハブのことはもうではないんです。

○ 建築課長 (池田春雄君) まあ六十万の中でやつてしまいました、結局まだ雨漏りがあるという場合には、次のあれにお願いするより仕方がないと私は思っております。

○ 一五番 (石井正君) ちよつとわからないようなお答えなんです、六十万で十分できればいいと思うんですが、雨漏りの場所がほかにもあつてという場合には、六十万ではどうしてもできない場合には、次といつても待つていられないでしょうから、やはりなおしてやらなければならぬのではないかと思いますので、まあそういう気持で御質問しているわけです。よろしくどうぞ。

○ 五番 (藤田益治君) 二五ベージの住宅建設費の関連でお伺いしたいと思えますけれども、当初の予算において中層耐火構造の建築をなされるのに、五千四百四十万という予算が計上してあるやに承っておりますが、その後の経過はどのようなになっているか、一点お伺いしたいと思います。

○ 建築課長 (池田春雄君) その後の経過と申しますと、現在において設計をまとめつつあります。

○ 五番 (藤田益治君) もう一度お答え願います。

○ 建築課長 (池田春雄君) 今、申し上げましたように、現在設計をまとめつつあります。予算的の問題でしようか。

○ 五番 (藤田益治君) これは当初の予算で、本年度に建築まで完了になるかどうか、お伺いしたいと思えます。

○ 建築課長 (池田春雄君) 今、申し上げましたように、現在設計中でありまして、大体今月から来月中旬に、十月には入札の段階を考えております。どうしても年度一ばいにやりたいという考えでございます。

○ 二九番 (鈴木市蔵君) 水産課長にちよつと伺つてみたいと思えますが、沖のりの試験ですがこれは館山船形の漁業組合からの要望でもつて予算を組んだんですかそれともこの間説明のあつたとおり、県水産事務所と館山の水産課と

の話し合いで組んだか。この点をちよつと伺つてみたいと思います。

- 水産課長 (谷貝茂生君) 市のほうで県のほうと連絡を取りまして、まあ予算的にも大きな仕事はできませんので、普通実施されておりますのは、一柵百二十枚張りのものが行なわれておりますが、その三分の一ぐらいの規模でやれば大体効果はつかめるといふことで、県の指導をいただきました。予算的に検討いたしましたして、そうして四十万で十万ぐらいの人件費を見ても、それぐらいでやれるんではないかといふことで、多少の試験の結果、つくりのり状態でございますが、極端に申し上げますと、普通によそでやつていられるようにつけば相当の収入が考えられますので、試験でございますので、ゼロの場合も考えられますので、極端でございますが、いづれにしても多少はつくであろう。幾らわるくても多少はつくであろうといふことで、予想よりも人件費の面でも不足の出た場合には、そのほうの収入でまかなつてもらふといふことで、私のほうで県の指導をいただきました。これでやれるといふことを指導いただきましたので、組合のほうに詳細話をいたしましたして、受けていただきました。

- 二九番 (鈴木市蔵君) 私はそういうことを質問しておりません。あなたの説明したことを協同組合から要望があつて予算措置をしたか、それとも県の水産事務所と市の水産課と話し合つて、これをやつて見ようではないかといふつもりでやつたか。この二つだけです。今の答弁でない。

- 水産課長 (谷貝茂生君) 私のほうから一応お願いいたしました。組合のほうに委託でやつていただくようにお願いいたしました。

- 二九番 (鈴木市蔵君) 委託でなく、協同組合のほうからやつてみたいけれども、市でもつて予算を組んでくれという要望があつたか、それとも今言つたように市と県との話し合いで組んだか、この二つですよ。

- 水産課長 (谷貝茂生君) 市と県との話し合いで予算を組みました。

○ 二九番 (鈴木市蔵君) 予算を組む場合、おそらく水産課という課ができた以上は、一年間の館山の湾の中の水温が何月から何月までは何度あつたか。何月から何月までは何度あつたかという研究をしたか。いま一つは、年を通じてどういう風が何メートル以上の風がどのくらい吹いたか。そういう点を研究して見ましたか。その点を伺つてみたいと思います。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 水温は一八度ぐらいになることも今まではあつたそうですが、詳細なデーターはございませんが、やる前に試験所にも参りまして、いろいろそういった湾内の状況等もある程度聞きまして、可能ではないかという説もございましたので、しかし市のほうで直接やるということになりますれば、そこまでの調査は当然しなければなりません、直接に試験もできかねますので、委託の形式で。。。

○ 二九番 (鈴木市蔵君) 市が直接やればそういう研究をしなければならないという答弁ですが、それは間違つていますよ。他人にまかせる以上はよけいにこれを研究しなければならない。協同組合に委託するんですが、そうなければならぬほどそれを研究して、私がなぜ言うかという、一年を通じて温度という問題が出るんですが、あんたがさつき言いました種網を買つてきて、それを張つてのりがついた。今年はのりが大漁だと思つても一晩でパーになつてしまふ。これが私は心配です。市が予算を出す以上は、そういうことを研究に研究を重ねて出すべきだと私は思う。協同組合からの要望があれば、協同組合では相当研究していますから、そういう間違ひは私はないと思ひますが、市は要するに保田または富浦がやるからやるといふ考へでやられてはたまらない。潮温というものは、のりというものは特別地形的に思はれていなければなりません。館山市は外房に近いから高い温度が入つてくれればパーですから、その点よく研究してやつていただきたいということを私は要望して質問を打ち切りたいと思ひます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 私も沖のりの養殖試験委託料、水産課そのものが、市そのものが船形と館山の組合に試験委託を出す。他の組合にそのように出ささないのか。沖のりというけれども、のりに種類が多くあるけれども、

これは市が研究なり、船形の組合に養殖に対する研究をやるというけれども、その点も鈴木議員がおつしやられますように、委託料ではおそらくなかうと思ひます。奨励金のようなものに交付されるのではないか。市はさつき言われたように、委託するなら水温、風波、あるいは油の流出、館山湾ののりの性質、時期、それらをもつとくわしく水産課ができて館山湾の情勢はみんな知つてはらず、測候所があるから毎日、毎日のデータは、おそらくこの測候所はなぎさの水温をはかつておる。沖の水温はおそらくはかつてないだらうと思ひます。沖のりというけれども、のりに種類が多くある。鹿児島のところ、松島のところ、あるいは若狭湾の沖のりのところ、亜熱帯性と寒帯のものは、のりの性質は全然違う。それすらも知らないで、ただだまつて四十万を船形の無経験の組合に委託をする。市の無関心過ぎる水産ではないか。確実性のものにおいて、どこにやつているのだというデータが確実にあるか。そうして成功しているのだ。だから船形にやるという確信があるのかないのか。それらの点を確実に話してもらいたい。沼津でやつてゐるとか。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 試験の場所といたしましては、最初でございますので、一応館山湾内に一カ所というところで、一応地元の組合でございますので、館山船形組合にお願ひいたしました。場所の問題につきましては、湾内で館山船形の共同漁業権の区域内に一カ所試験所とも連絡いたしました。場所をきめまして、やつて参りたい。西岬地区等も場所によつては可能などころもあると思ひますが、将来は考えたいと思ひますが、一応第一回でございますので、本年度は館山船形組合の共同漁業権内に一応やつてみたいということでございます。

それから、水温等の話もございましたが、のりの養殖が一番今まで多く生産されておりますのは、東京湾と伊勢湾でございますが、有明湾でも相当あがつてゐるようでございます。水温としましては、どつちにしても東京湾の奥のほうが水温はどうしても低い。遠浅でもございますし、低いと考えられます。同じ東京湾で地域的に考えても水温が高い問題に対してはという憂いもございますが、過去におきまして、ひび立て等で多少やつて船形でもある程度の成績を見

た実績もございませんし、つくことは間違いないということは、これで実証されておりますが、ただどの程度までつくかということ、年度、年度によつて海流、水温の異変というものもありますし、結局ここで問題になりますのは、やはり水温の問題とごみの問題が考えられるわけでございますが、そういうことで、どの程度までつくかということを確認し、資材が幾らかかつてどのぐらいの経費でどのぐらい上るかという数字がつかめなければ業者がやる場合のめどもでかかぬので、その詳細なデータも知りたい。そうしてできるならば一般業者への継承もはかつて参りたいということで、漠然と四十万をやるということではなくて、あくまでもこの試験は委託しまして、試験所と共同の形で実施しますが、私のほうでもたえずこの試験の現場やら状況等は見に参りまして、その詳細なデータをつかみたい。このように考えておりますので、なお、富浦までは一応南下してきてやつておりますが、ただ水温の関係が少し違つてもかわる場合も出ておりますが、細かいこういつたデータがなくて、ないからこそこうやつて一応手の足らない点もございしますが、委託という形でやつて参りたいということで、試験所におきましても、これはやはり場所を設置するについては、漁業権の問題も起きますので、組合が直接行なうということになりますと、漁業権の問題がございしますので、試験所の技術指導を得てもつともつと研究して参りたいということで一応お願いしたい。このように考えておりますので、最初の試みでもございますが、どうか御審議の上、お願いしたいと思います。

○ 二五番 (田村源治郎君) これは君津近辺の沖のりのいかり張りである。網をやつて、ひび立てではないのだ。これは檜葉沖合いでやつているのか。青堀沖合いでやつているのか。あるいは蘆津沖でやつているのか。君津でも再三試験して失敗しているものもある。いかり張りをやつて、のりというものは、私の研究したところでは、おそらく水面から六〇センチ下がつたところには付着性はないのだ。青のりがその下につくけれども、いわゆる日光にさらさなければならぬ。ひび立て、あるいは網張りでなければならぬ。市当局がのりの研究は全然できてないで、どこにこういう

ひび立てはやつて成功しているのだ。どうして鉾山に持つてきて必ず成功するという確信があるのか。ただ試験だからやればいいという観念でいくのか。

のりというものは、沖合いと灘との付着率あるいは水温に対する塩分の度合い、気温の関係、それらとバクテリアの現象、付着率これは特に一番むずかしい問題が出るんだ。また、雪そういう自然、気候、風土をかみして、ただ沖合いに出せば、いかり張りすればそれでいい。試験だ。自分が研究の多くの資料をどこから持つてきて、県試験所とやるならいいけれども、どこにもやつてないいかり張りでやる。四十万、五万か三万で用が足りるものを四十万もかけて網張りをする。どこで成功しているか。灘では成功しているが、沖では鹿児島島の海の静かなところ、鹿児島湾では成功、有明では干満の水の高さ、低さ、いわゆる十五日、十三日潮の満ちひきの大きいところでは成功している。館山湾は干潮の差額がない。それらを知っているのか、知っていないのか。県からもらつた四十万ならいい。市から直接出している四十万ではないか。その点において、水産課の課長たる者は、いかり張りをどこで成功しているかということを私は聞きたい。さつきから言つておる君津におけるものが成功か、橘須賀か、その近辺か、あるいは勝浦、それとも小湊湾におけるものが成功しているか、どこに千葉県内で成功しているか。近接の神奈川県で成功しているか。はつきりそれら成功しているところを話していただきたい。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) のりは川の淡水のそそぐ近くで、しかも沿岸の浅いところで干潮時には露出し、満潮になると水にかくれるという場所が適當ということで、東京湾内では昔からつくられておつたわけでございますが、これはのりの生育という面から考えて、干潮の場合露出してそうして満潮になると水の中にかくれるということで、塩分の濃度の関係とか、そういうつた面から生育には役立つということは聞いておりますが、しかし海藻というものは元来海の中にあるものでありまして、朝鮮あたりでは、それこそ五メートル、七メートル深いところで朝鮮のりは取れて

おります。結局養分の関係もございましょうし、場所的な問題でいろいろ生育関係には微妙な問題もあると思いますが、従来はひび立てによつて竹等を立てまして、東京湾内で取れておりますが、有明海におきまして、英国人だつたと思いますが、結局種を取りまして、種つけをして別のところに持つて行つても、それが別のところで生育させるということに成功しまして、県内でも特に檜葉あたりは組合の青年部の行動が強固でございまして、成功したところでも檜葉あたりは優秀な成績をあげております。結局種かけは檜葉の海岸でお願いしまして、種つけしましたクレモナの化繊の網を使う予定でございますが、その網に種つけしましたものを持つてきて冷蔵庫にぶつ込んで置く。そうして十二月の初め網入れをして、そして二月、三月までの生育の度合いによつて取り上げるといふことになっております。現在では網につけて、種をつけましたものを、場所を移動してほかに持つて行つてもやれるということになっておりますので、あくまでも種つけは専門の檜葉の組合のほうにお願いしまして、そこで種つけしましたものを持つてきて、そうして冷蔵庫、館山の組合の冷蔵庫に保管して置いて、時期がきましたら、水温の關係できまつた場所に入れて置きました、現在ではずつと沖のほうにもいかりをつけて張れるようになっておりますので、今まではかの地域でやりました状況等つぶさに聞いたりなんかしまして、まあだいじょうぶという自信も得ましたので、それで一応試験をしたいというわけでございます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 沖のりと書いてあるけれども、なぎさのひびは館山湾でやつたこともある。また、香の組合でもやつたことがある。しかしやつて見ると、採取するとなかなか取れないために西岬地区も漸次やめてきておる。いわゆる巖根、檜葉あそこらの連中が西岬地区に入つて、このり養殖をやつた。檜葉の連中の種はどこから持つてくるか。松島、気仙沼から種を仕入れておる。名古屋、伊勢湾あるいは若狭あるいは有明のりは水温的にだめだ。だから亜熱帯性ののりをやつておる。課長より私のほうが知つてる。沖に張る網の組み立て、張り方に対するものはどうい

うふうにやつてよそで成功しているか。富津でも青堀でも沖合いでやつているのは成功しているかないか。種を持つてくるのはどこに持つてきても冷蔵施設に入れて置けば二十四時間輸送しても四昼夜ぐらい平気でおる。摂氏五度ぐらいのところでは全国どこでも輸送できる。千葉県で沖合いでどこで成功しているのかということを開きたい。館山で成功するかということだけが聞きたい。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 近くでは岩井でも成功しておりますし、富浦でも今まで実施されておりますが、種はあくまでも先ほど申し上げましたように、檜葉の組合にお願ひしまして、あの前の種つけ場でもつてつけるわけでございますが、普通ビニールの管のようなものに貝につけましたのりの種を幾つか入れてあるやつを、それを種場でもつて網を張りまして、ところどころにその種をつけまして置くと、自然の胞子がつくるものと、それから種の中に入った胞子が出てそれがつくと合わざつてつくるのだそうですが、私、現場を見ておりませんが、種場としては旧来檜葉の海岸には自然の胞子そのものが相当出るわけでございますが、重要な県内でも種場になつておるわけでございますが、よそから持つてくるよりもあそこでつけたものが距離的にも近いところでございますので、その土地に合つたものは成功率もいいんではないかということで、今まで種つけも相当じょうずになつておりまして、近くでもございますので、あくまでも檜葉の組合の指導を得まして、網のつくり方、かけ方すべて船形組合の希望の方に実際に行つて指導を受けまして、やつて見たいということでお願ひした次第でございます。

○ 議長 (西村真次君) 暫時休憩いたします。

午前十一時二十一分

休 憩

午前十一時四十五分

再 開

○ 議長 (西村真次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 二八番 (望月照正君) ただいまの二五番議員から委託料につきまして、いろんな論議がかわされているわけですが、これは課長さんに伺いますが、水産振興審議会というのがあると聞いておりますが、そちらのほうはかける意思がございませうか。ございませうか。ちよつとお伺いたします。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) かけてございません。

○ 二八番 (望月照正君) そうでしたならば、この問題につきましては、水産振興審議会のほうによく諮問いたしまして、十分検討していただきまして、予算の執行をお願いしたいと考えております。以上、希望を申し述べまして終了します。

○ 一二番 (小柴孝君) 一点だけ、二〇ページの農業振興費について、農村協同館という問題ですが、これは初めて補正をされて内容のことよくわかりませんが、農村協同館というのはどういう性格を持つておるものかということ、農業協同組合とどういう関連性があるか。あるいはどういう地区に建設が許可されるか。そういう点について一応お聞きしたいと思ひます。

○ 農産課長 (石井謀君) ただいま一二番議員さんからの御質問の農村協同館でございますが、この設置の目的は、農村の関係者が一堂に集まりまして、農事の研究あるいはまた農業の振興対策、そういうようなもの話し合いの場をつくるために協同館を設置するというところでございますが、実際には四十一年度から県の協同館の設置要綱に基づきましてあつたわけでございますが、たまたま農業構造改善事業が終了しました地域より強い要望がございまして、本年度お願ひしたいということでございますが、この設置の場所につきましては、別に規定はないわけでございます。要するに農村地帯であればどこでも設置できるわけでございますが、ただ県に年幾つというワケがございまして、一応館山市は四十四年

度におきまして、一つの事業を認定を受けたわけでございます。

それから、この事業の費用の内容でございますが、総事業費の半分を県が助成してくれるわけでございますが、ただし、その半分に値する額が百万円以上オーバーする場合については、百万円を限度とするようなことになっております。以上でございます。

○ 一二番 (小柴孝君) 再質問、そうしますと、原則として農業構造改善事業をやつたところが該当するといふふうに見ていかどうか。それから、これに対する経費の問題ですが、いわゆるこれを建設するための地元の負担、この問題があるかどうか。この二点。

○ 農産課長 (石井諫君) 地元の経費の関係でございますが、この農村協同館と青年館と目的こそ違いますが、考え方としましては、市の建物にいたしまして、地元から寄付金として受け入れるような考え方でございます。それで市は青年館に対しまして、五十万を出しておるようでございますし、協同館も同じ歩調で市の負担を五十万考えておるわけでございます。県の百万円の補助金、それに対しまして、市の負担を五十万、あとの残額を地元の寄付金として受け入れたい。こういうふうに考えております。以上でございます。

○ 一二番 (小柴孝君) そうしますと、工事費が二百二十万の計画ですが、大体地元七十万といふふうに見るわけですが、七十万の地元寄付というのはいちばん大きいんで、簡単に手を出すというわけにいかないと思います。従つて共同していろんな農業の振興対策、そういう面についての寄り合い場所ということでございますが、事業は別にやらないんですか。集会所みたいに使ってますか。農業協同組合とどういふ関連を持つか、全然関係がないかどうか。

○ 農産課長 (石井諫君) これは農協とは別に関係ございません。それから、総事業費は二百二十万でございますが、その他に備品がございますから、総体で二百四十八万三千円でございますが、地元が九十八万三千円の寄付金でござい

ます。地元といたしましては、構造改善事業を終りまして、共同的な事業も行ないたい。この地域はそ業指定産地を受けておりますために、そういうような話し合いの場もつくりたい。あるいはまた、いろんな振興策を練りたい。あるいは講習会も受けたいというようなことで、地元の強い要望によりまして、この協同館の設置をお願いしたいということでございます。農協とは別に関係ないわけです。

○ 一五番 (石井正君) 一六ページの十一の市史編さんに関連いたしましたして、先般のお話しで資料が予定以上集まつて非常にけつこうなことでございますが、現在どんな仕事をしておりますか。編集ということでしたが、具体的にお話し願いたいと思います。それから今後の見通しについて、大体いつ頃完成がなされるか。

それから二二ページの四目畜産業費の工事請負費ですが、豊房育成牧場につきまして、場所を一べん見せてもらいましたけれども、たいへん減額をするんですが、減額の理由は先般牧道の三、〇〇〇が一、八〇〇になつたということですが、これももう少し具体的に御説明願いたいんですが、それからこれだけ工事が減つたと申しますか、せばまつたと申しますか、これで当初の目的に変更はきたされないものか。その点も一つお伺いしたいんです。

○ 秘書課長 (太田博雄君) 市史編さんの点について御説明申し上げます。

現在の状況といたしましては、それぞれ分担いたしましたして、古代、中世、近世、近代、現代と各担当者を一応きめまして、今、原稿の作成に当っております。なお、一昨日私説明いたしました資料が予想以上にといいことは、例でございます。いまするけれども、ごく最近大神宮の岡崎さんという方から、こおりで約二つつみぐらい、それから神戸、相浜の石井さんという方からも相当な資料がいただけたわけでございますので、原稿はやつております過程でございますけれども、そういうような重要な資料も一応資料編といたしまして、つくつておきたいということで、そのような翻訳も一部残つておるわけでございます。予定といたしましては、本年十二月一ぱいで一応原稿を書き終りまして、四十五年に入りました印刷に回わすという段取りで行なつております。以上でございます。

○ 農産課長 (石井謙君) 豊房育成牧場の減額の理由を具体的に説明しろということでございますが、大きな減額といたしましては、当初考えておりました牧道三、〇〇〇メートルを一、一四三メートルに減らしたのが大きな減額でございますが、これは当初三、〇〇〇メートルを考えましたのは、周囲道路の整備と山村の開発ということを考えました。具体的に申し上げますと、山荻の集落から約一キロ半ぐらい行きましたところから畑街道のトンネルを少し過ぎた地点につけようということで考えておつたわけでございます。その計画でいろいろ県とも折衝いたしましたして、一応県の了解をいただいたわけでございますが、その後農政局と県といろいろ慎重に検討し、事業費等についても細かく審議したわけでございます。その結果、豊房育成牧場の現地を再度調査いたしました結果、非常にこの事業が多額の費用がかかるということで、総体的な事業費から見ますと、その牧道が占める割合が過重ではないか。多いんではないか。過重投資ではないかということがいろいろ論議されたわけでございますが、最終的にこの牧道を現在山荻から畑に通ずる市道を利用いたしましたして、二つ目のトンネルを越して約四〇〇メートルの地点から右に回わる。これによつて何とか支障をきたさない程度にすることができるんではないかということで、そういうふうには減額補正をお願いするわけでございます。なお、そのほかに給水施設が百万円程度減つたわけでございますが、これは当初に細部設計ができなかつたというのが一つの原因があるわけでございますが、設計当時は非常に雑木が多くて細部設計ができなかつたわけでございまして、いろいろ専門家の御意見等をお伺いいたしまして、当初予算編成時において計画したわけでありますが、現在雑木を切りはらい、細部設計をいたしました結果、百万円程度安くなつたということでございまして、決して支障をきたさないような自信を持つておるわけでございます。以上でございます。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時会議を開きます。

午後零時二分 休 憩

午後一時四分 再 開

○ 議長 (西村真次君) 午後の出席議員数二十一名、休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号を一括議題といたします。

議案第六十一号 昭和四十四年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第六十二号 昭和四十四年度館山市休養施設特別会計補正予算(第一号)

議案第六十三号 昭和四十四年度館山市館山ユース・ホテル特別会計補正予算(第一号)

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙

○ 議長 (西村真次君) 日程第十一、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行ないます。

この補欠選挙は山田教宇君が去る八月二十四日死去されたので、同組合規約第七条第二項の規定により行なうものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決定いたしました。

伝染病隔離病舎組合議会議員に石井正君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました石井正君を館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて指名の通り石井正君が当選されました。

ただいま当選されました石井正君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定により告知をいたします。

館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙

○ 議長 (西村真次君) 日程第十二、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙を行ないます。

この補欠選挙は山田教字君が去る八月二十四日死去されたので、同組合規約第七条第二項の規定により実施するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決定いたしました。

館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に伊賀多朗君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました伊賀多朗君を館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて指名の通り伊賀多朗君が当選されました。

ただいま当選されました伊賀多朗君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

三芳水道企業団議会議員補欠選挙

○議長 (西村真次君) 日程第十三、三芳水道企業団議会議員の補欠選挙を行ないます。

この補欠選挙は山田教字君が八月二十四日死去されたので、同団規約第七条第二項の規定により行なうものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて議長において指名することに決定いたしました。

三芳水道企業団議会議員に遠山ヨネ子君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました遠山ヨネ子君を三芳水道企業団議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて指名の通り遠山ヨネ子君が当選されました。

ただいま当選されました遠山ヨネ子君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項による告知をいたします。

日程の追加

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。ただいま市長から議案第六十四号館山市公平委員会委員の選任について、及び議案第六十五号館山市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

以上二議案を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加され議題とすることに決定されました。

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。

(議案配付)

○ 議長 (西村真次君) 議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 議案第六十四号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十四号 館山市公平委員会委員の選任について

議案の内容説明

○ 議長 (西村真次君) 説明願います。

(市長本間謙君登壇)

○ 市長 (本間謙君) 議案第六十四号につきまして御説明申し上げます。

本市公平委員会委員中、一名の者が昭和四十四年九月三十日をもつて任期が満了いたしますので、小原愈吉さんを御推薦申し上げたいと思いますが、小原さんは人格、識見ともまことにりつばな方でございますので、満場をもちまして御了承をいただきたいと思ひます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 議案第六十五号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十五号 館山市教育委員会委員の任命について

議案の内容説明

(四二)

○議長 (西村真次君) 説明願います。

(市長本間譲君登壇)

○市長 (本間譲君) 議案第六十五号につきまして御説明申し上げます。

本市教育委員会委員中、一名の者が昭和四十四年九月三十日をもって、任期が満了いたしますので、藤田正さんを推薦をお願いしたいと思うわけでございますが、藤田さんは人格、謙見ともまことにりっぱな方でございまして、教育委員として適任者と思ひまして、御推薦を申し上げるわけでございますので、満場一致で御了承いただきたいと思います。

○議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○議長（西村真次君） おはかりいたします。本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。よつて会議規則第七条の規定により本日をもつて第三回市議会定例会を閉会いたしますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて本定例会はこれにて閉会することに決定いたしました。どうもごくろうさまでございました。

午後一時十六分 閉会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、報告第三号
- 一、議案第五十二号乃至議案第六十三号
- 一、館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙
- 一、館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙
- 一、三芳水道企業団議会議員補欠選挙
- 一、日程追加 議案第六十四号及び議案第六十五号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

田中義典

館山市議會議長

議員

議員

西	最	安
初	田	澤
直	益	德
次	治	順

